

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第卷十五第

月二年五十和昭

## 論叢

支那の小作制度……………經濟學博士 八木芳之助

近世後期の經濟思想……………經濟學博士 本庄榮治郎

勢力としての價格……………文學博士 高田保馬

## 時論

租稅制度改革批判……………法學博士 神戸正雄

## 研究

山西票莊……………經濟學士 鈴木總一郎

ハンセンの人口論に就いて……………經濟學士 青盛和雄

## 說苑

鮑脣錄……………法學博士 財部靜治

## 附錄

彙報

外國雜誌論題

# 近世後期の經濟思想

本庄榮治郎

## 一 概 觀

茲に後期と稱するは、幕府衰頹期で、明和・安永頃から嘉永六年のペリー來航前までの約九十年を指す。八代將軍吉宗の實際的な政治は一時その時弊を緩和し得た如くであるが、時代の大潮流は爾く容易に堰き止め得べきものではなかつた。このことは吉宗の後に田沼時代があり、寛政の改革が行はれたことによつても明かである。田沼の政治に對しては種々の批難があり、從來混濁の時代として知られてゐるが、他の觀點よりすれば、その政治は因襲打破の努力であり、この時代に既に早く新機運は刻々に動き、勤王論の發達、蘭學の興隆があり、思想上看過し得ざる状態を造り、武士の困窮や農村の疲弊は時を追うて甚だしく、何とかして之を打開せねばならぬ状態に迫つて居た。而も百姓一揆や打毀の如き反抗運動も熾烈となつた。更に對外關係に於ても北邊の風雲は次第に急を告げんとして居たときであつた。田沼の政治を根柢から覆したものが、即ち松平定信の寛政の改革である。然るに文化文政の大御所時代を経て天保時代となり、天保の改革が水野越前守によつて行はれた。かくの如く此期に於て寛政・天保の兩改革が行はれ消極政策と積極政策、或は緊縮政策と放漫政策との交替を繰り返へし

て、幕府政治の維持發展のために努めたのであつたが、中期以來起りつゝあつた封建政治と相容れざる現象は、右の改革にも拘らず次第に進展し、對外關係は更に一層の紛糾を告げて遂に安政の開國に及んだのである。

此期間に於ける經濟思想の特徴としては、先づ第一に論者が多種多様なることである。即ち從來の儒者系統の者の外に、國學者あり、町人學者あり、蘭學者ありといふ有様で、従つて議論の範圍も種々の問題に觸れてゐることである。第二には從來通り、社會經濟狀態に對して、いはゞ保守的な考を持つてゐるものと、更に積極的に政治社會經濟組織の變革を認めんとするものとの二つが顯著になつて來たことである。尤後者の積極的進歩的な考は、本期以前にも存せない譯ではないが、本期に至つてはそれが極めて明瞭に有力に説かるゝに至つたのである。以上の二點を二三の學者について例示すれば、本居宣長の如きは寧ろ復古的保守的の立場をとり、中井竹山は宣長に比すればやゝ進歩的であり、改革すべきものは祖法と雖之を改むべしとしてゐるが、本多利明に至つては開國進取の最も進歩的なる立場に立つてゐる。根本的に當時の社會組織を吟味したものとしては佐藤信淵を舉ぐる事が出来る。また前期の白石及徂徠等は江戸の儒者であるが、此期の宣長は國學の見地より意見を述べ、竹山は町人の都たる大坂の儒者たる立場に在り、利明は蘭學者としての意見を示してゐる。二宮尊徳も異色ある思想家として注意すべきものである。

この期間に於ける主なる經濟書は次の如くである。

價	原 (安永二)	三浦梅圃	享保八―寛政元	一七二三―一七八九
祕本玉くしげ (天明七)		本居宣長	享保一五―享和元	一七三〇―一八一

草茅危言 (天明八)	中井竹山	享保一五—文化	元	一七三〇—一八〇四
邊策發露	馬場正通	安永	九—文化	二 一七八〇—一八〇五
經濟談	海保青陵	寶曆	五—文化	一四 一七五五—一八一七
經世秘策、西域物語 (寛政)	本多利明	延享	元—文政	四 一七四四—一八二一
夢の代 (享和二)	山片蟠桃	延享	三—文政	四 一七四六—一八二一
樂翁公遺書	松平定信	寶曆	八—文政	二 一七五八—一八二九
三貨圖彙 (寛政—文化)	草間直方	寶曆	三—天保	二 一七五三—一八三一
佐藤信淵家學全集	佐藤信淵	明和	六—嘉永	三 一七六九—一八五〇
破れ家のつゞくり話 (文政十二)	新宮涼庭	天明	七—嘉永	七 一七八七—一八五四
經濟問答秘錄 (天保)	正司考祺	寛政	五—安政	四 一七九三—一八五四
二宮尊徳全集	二宮尊徳	天明	七—安政	三 一七八七—一八五六

## 二 貨幣及貨幣經濟に關する諸論

(イ) 貨幣論 前期に於て貨幣に關する議論、特に貨幣の改鑄、貨幣と物價との關係等につき大に論議せられたことは前述の如くであり、本期に於ても同様の説が存するが、<sup>（註）</sup>本期に於ては特に三浦梅園がその著「價原」に於てグレシヤム法則を説きたることは、多くの人によつて説かれてゐることであり、貨幣論の「進歩として考へられてゐる如くであるから、以下梅園の貨幣に關する思想を略述しやう。

(註) 例へば山片蟠桃は「夢の代」に於て『中古以來金銀の通用さかんになりて、金銀あれば家富さかえ、愚も智となり、不肖も賢となり、悪人も善人となる。金銀なければ家貧ふして智も愚となり、賢も不肖となり、善人も悪人となる。つびに是によりて絶たるをつき、廢れたるを興し、生死盛衰皆金銀の有無に預りぬれば、上公侯より十農工商に至るまで、皆是を以て身命

を保つ第一の寶となる』と説き、以て貨幣尊重、即ち一種の貴金説を唱へ、貨幣改鑄に對しては『金銀の吹替ほど世の騷動はあるまじ。……元より金銀錢吹替のことは荒政の一にして善法とすべからず。上の國用不足に付込て、金銀座の者ども虚に乗じて進むるに迷はされ、此舉を興し萬民を苦しめらるゝは執政有司の罪也。すべて金銀の位動くたびに諸物の價高くなりて元へ復せざることは勢の自然なり』とて、改鑄を批難してゐる。

更に米價と四民との關係についても蟬桃は『當時列國の諸侯、米穀を賣て國用を辨ず。賤き時は用足らず、貴き時は用あまり、陪臣及百姓に至るまでみなしかり。ゆえに價貴くして利を得るものは天下六七に居り、賤しくして喜ぶものは三四に居るべし。此三四の内に工商と遊民と相半すべし。さてまた士農利を得て、これを遣ひ出さざれば、工商遊民何を用ひて業をとげん。是も亦其益を得るもの其二に及ぶべし。然れば實に米價貴くして苦しむものは天下の二分となる。此内一分はしのぐべし。實に苦むものは一分のみ。政をする人此心得なくして徒に米價さへ賤しければ太平也として、纒の躍貴にをどるきて政を以てこれを引下げんとするときは大きな害を生ずべし』と説いてゐるが、一般に物價引下の非なることを論じて『すべて物價のことは無理に賤きを欲すべからず、貴とければ買はざるにしくはなし。只價は商賈に任ざるべし。貴くして買人なければ賤くするの外なし。……只奢侈を禁じられれば價は下るべし』と説いてゐる。草間直方も亦『米價の高下は捨て置ても可ならん。然るときは金銀の融通手廣く、却て高直に成るべき哉』と述べてゐる。これ等は何れも米價引下の愚を説いたもので、武士が米の供給者たる當時に於ては、米價が相當の價位を占むることが、必要なりとの見解を示すものである。

梅園によれば貨幣は財貨交換の用具であつて、價值蓄積の手段ではなく、富そのものでもない。富は生活必需の水火木金土穀の所謂六府である。此等の物の交換には貨幣が必要である。而して『金銀多ければ物價貴し、金銀少ければ物價賤し』<sup>1)</sup>即ち金銀の數量が増加すれば物價の騰貴を生ずる。然しそれだけのことであつて、一般に國民の富が増加するのではない。貨幣の性質は此の如きものであるから、素材は必ずしも金銀たることを要せず、紙でもよい。曰く『金銀の用は唯諸貨運輸の用ばかりなれば楮鈔にても飛錢にてもすむ者也』<sup>2)</sup>と。然るに平和の時代に於ては四民皆金銀の獲得に専念するに至つた。之を多く獲得し得る者は商人である。故に人多く商に

1) 日本經濟叢書卷二十五、夢の代、304、306、308頁

2) 同上、323、340頁

3) 日本經濟叢書二十八卷、三貨圖彙、3頁

4) 梅園全集 上卷 909頁

5) 同上、912頁

赴き、都會に集り、農工ともにその生産物を成べく早く貨幣に換へんとし、商人は巨額の貨幣を貯へ之を貸付けて金利生活を營むに至る。『金銀の用貴ければ其權重し。重くして貴ければ人能く之を積む。積む者多ければ乏しき者多し』<sup>6)</sup>即ち貨幣偏重の故に富者は益々富み貧者は愈々負債を重ねるに至る。之を矯正するためには貨幣偏重の弊を止め、貨幣をして絶えず交換の用具たるに止めしめねばならぬ。それが爲めには領主自ら節約して町人から借財することを止め、農民に餘裕を與へ財物を蓄積する方針をとらねばならぬ。十分に財物を貯へたならば、『食まれず衣られざる金銀を、誰あつて息を出し借る者あらん、借る者なければ金銀を貯る人も遊手となりて産業に成難き』<sup>7)</sup>こととなるであらうと説いてゐる。この見地よりして專賣政策の如きは領主自ら商に墮するものとして梅園は反對してゐる。<sup>8)</sup>

次に梅園が所謂グレンシャム法則を説きたりと稱せらるるは『惡弊盛んに世に行はるれば精金皆隠る』といふ一句であるが、その前後の原文を引用すれば次の如くである。

「宋の頃錢ひたすらに増す程に後は小さく輕くなりて、繩環錢とて縷に貫き水に入れば縷に引れて沈みやらぬ程になり、物の價しきりに貴くなりて、後には一斗の米價一万錢に至りしとかや、近年錢は鐵となり、銀は鈔となる程に、物價騰躍する者繩環錢と同意にて衡傾きし故なるべし。もし其柄を正さずして其低昂に従んとならば、金銀愈多くして、富家は則愈金を積み、貧家は則愈債を重ねん。惡弊盛んに世に行はるれば精金皆隠る。夫富家大なる者は巨萬を儲へ、小なる者は數金を儲へ、小家は數金の家にかり、大家は巨萬の家にかる。借る者は本錢にして收る者は息を并す。小民の數金、大人の數萬、其勢併くして同く富家の爲に金銀を藏者なり」<sup>9)</sup>

右によつて見ればこの一節は貨幣偏重の結果、貧富の懸隔が大となり、富家に富の集る所以を述べたものであつ

頁 13  
頁 38  
頁 15  
頁 17  
參照  
上、上、上、  
上、上、上、  
同  
同  
同

て必ずしもグレンシャム法則を理論的に説明せんことを目的としたものではなく、又片言隻語に過ぎずして、グレンシャム法則の行はるべき事情を詳細に説明したものでないが、然しその目的が何處に存するやは別として、右の一句によつて所謂グレンシャム法則にも比すべき思想を、簡潔なる字句の間に含蓄せしめてゐることは、之を認めざるを得ないであらう。

(□)貨幣取引制限論 本居宜長は貨幣が交換の媒介物なることを認め、貨幣使用の普及を説き、金銀通用の始めには、さのみ弊害なかりし貨幣取引も、その盛となるに従つて種々の弊害を生ずるに至つた、即ち金銀取引の盛行するにつれ

『其取引の間にて過分の利を得る事多く、或は商人ながら物の交易をもせず、たゞ金銀のうへのみを以て世を渡る者もおびたゞしく、富人は別してこれによりてますます富を重ねること甚し。總して金銀のやり引しげく多き故に、世上の人の心みなこれにうつりて士農工商ことごとく己が本業をばおこたりて、たゞ近道に手早く金銀を得る事のみ目をかくるならひとなれり。世に少しにても金銀の取引にて利を得ることあれば、それだけ作業をおこたる故世上の損なり。いはんや業をばなさずしてたゞ金銀の上のみにて世を渡る者は、みな遊民にて、遊民の多きは國の大損なれば、おのづから世上困窮の基となれり。』<sup>10)</sup>

としてゐる。これはかの貴賤賤金の思想とは大にその趣を異にし、貨幣經濟社會の中心的弊害を指摘したものであり、不勞所得に對する一大痛棒ともいふべき説であらう。更に他の弊害は貨幣の使用が普及すれば「人々買まじき無益の物をも買ひ、爲まじき無益の事をも爲などする故、おのづから奢を長ずる。これみな世の困窮の端となることなり」とし、武士も百姓も出家もみな「鄙劣なる商人心になりて世上の風儀も輕薄になる事ぞかし」として貨幣經濟の人心の上に及ぼす影響をも舉げて居る。<sup>11)</sup>

貨幣使用の普及には以上の如き弊害があるが、之を改むることは容易でない。然し『總體正物にて取引し』『金銀の取引のすぢをばなるべきだけはこれを省き、猶又さまざまの金銀のやりくりなども、なるべきだけは随分これを止め、又爲べき事を金銀にて仕切るやうのすぢは猶更無用にあらまほしき事なり』<sup>12)</sup>とて貨幣取引に制限を加ふべきことを説き、貨幣取引が制限縮少せらるれば、人情金銀より遠ざかり民の本業を大切に勵むに至るべしと説いてゐる。思ふに貨幣經濟の發達が、自然經濟の上に立つ封建制度と相容れざるに至るべきは勿論であるが、之がために貨幣經濟の發達を抑止して自然經濟へ復歸することは果して可能であらうか。それは兎も角として宣長の復古的思想の一表現であることはいふ迄もない。

(ハ)貧富調節論 更に經濟狀態の變化と共に貧富懸隔の問題が學者によつて取扱はれ、梅園・宣長その他の貧富調節論を見るに至つた。三浦梅園の説は既に述べた如くであるが、宣長も亦

『上に立て治め給ふ人の御計ひを以て、いかにもして其富る者の手にあつまる處の金銀を能きほどに散して、専ら貧民をすくひ給ふ様にあらまほしき物也。但しそのちらしやうは、其者の歸服して心から出すやうにあらでは面白からず(中略)又其金銀を他のことに用ひんも心よからず、ひたすら貧民を救はまほしきことなり。』<sup>13)</sup>

といひ、その他植崎九八郎、山片蟠桃も富者をしてその財を散せしむべきことを説いた。<sup>14)</sup>かくの如く富者をして其財を出さしむるの根據については、武士は祖先が戰場に馳驅して功勞を立て、子孫も參觀交代、臨時の御手傳等にて國事に奔走し、農民は且暮耕作に盡して國民の食料品を生産するにかゝはらず、町人は自ら勞することなく、居ながらにして莫大なる差益を占め次第に富を重ねて居る。而も彼等が安穩に生活せるは是れ全く國恩によ

12) 同上、585頁

13) 同上、579—580頁

14) 同著、近世の經濟思想、234—235頁



る所である。則ちこの國恩に報謝するためにその蓄積せる富の一部を差出さしむべしといふに在る。この趣旨は天保十四年七月の用金令にも明かに顯はれてゐる。

右の所論に反して白河樂翁公の「庶有編」には『有餘と不足とを齊しくせんとして、富家の財を減せんとするも亦金銀の用塞りて弊となる』<sup>15)</sup>と説いてゐる。

### 三 農業及農民に關する諸論

(イ) 農學者の輩出 農を國の本なりとして、勸農の政を第一とすることは初期以來變るところはないが、農村の疲弊は時代の進むと共に甚しくなつて來た。茲に於て單なる尙農論ではなく、技術上生産を擴充する方策が學者によつて説かれるに至つた。尤、米穀の增收をはかり又は國産獎勵をなしたことは前期にも見られる事柄であり、且、宮崎安貞の「農業全書」の如きも前期に存する處であるが、本期に於ては佐藤信淵・大藏永常其他の農學者が輩出して、種々技術上の改良を論じ注意すべき農書が多く著はされた<sup>1)</sup>。また二宮尊徳の如き實際家があらはれて農村更生のために盡したことは周知のことであるが、尊徳の仕法書が農村救済意見として、更に廣く報徳思想として思想史上に於ても重要なことはいふ迄もない。要するに農業及農村對策に關する學者の意見が具體的實際的の方面に發展して來たことは、本期の一特徴とすべきであらう。

(ロ) 都鄙隔離の説 江戸時代に於ける治農策が、農民の生活を向上せしめざるに在ることは周知のことであるが、かゝる見地からすれば、農民が町人や都會生活を眞似て奢侈的生活を送ることは最も禁物であり、村を都

15) 樂翁公遺書 上卷  
 1) 小野武夫、日本農業史序説、改造社版經濟學全集 第三一卷  
 沼田頼輔、日本農業小史、193頁以下

會から引離し、農民を町人から隔離し、且つ農民の間に經濟的知識の發達することを阻止し、生れてから死ぬるまで、農奴的なる生活に甘んぜしめんとしたものであつた。當時の學者の所論中にも、かゝる意見を有せしものが少くない。例へば前期に於て西川如見は『百姓たらんもの、かならず町人をまねぶべからず、町人は急に富事多きゆへ、急に失ふ事多し。百姓は急に富事少きゆへ、又急に失ふ事少し。いづれも足事を知て、おの／＼身の分に安じ居らば、たのしみつくる事なかるべし』と述べてゐるが、本期に於ても新宮涼庭は、「破れ家のつゞくり話」に於て『村民に商人風うつれば耕作の苦みを嫌ひ、百姓は引合ぬものなど存し違ひをいたし、尤も甚しきは、足袋をはき草履を踢て田畑を耕へすに至る。此事は小事にあらず、忽せにしがたし』と述べてゐる。正司考祺も亦

『市中に近き農家は市風に化せられ、花奢を嗜て利に走る故、其中稀には富る者もあれども百年と永續せず。幽僻の農家は世間を離れて物の價を知らず、自耕し自食するゆゑ、安樂にして數代永續す』

『田舎に居らば、農業は本職ゆゑ、子々孫々まで手に鋤をすてざるやうに誠め置べし。其中虚弱の子は都會の地に手代奉公もよし。然し兩人とならば、再故郷に招くべからず、其風俗を濫し我より國書をなすやうに移り行ゆゑ、慎むべし』

と説き、一旦商人とならば再び故郷に入れしむ可らずと言つて居るが、更に甚しきは『農家は市中商人と婚姻を結ぶ事勿れ、往來萬事に付て自然と共風に移るべし』とて婚姻關係をも否認し、町人との交際を絶たんとして居る。是れすべて都市的生活の農村に浸潤せんことを惧れたるに因る。

更にまた『農民は五穀の價を知らざるを良農とす』といひ、或は

『出世を爲んと思はゞ第一穀物の直段を知る事なかれ。(中略)米は米と思ひ、世間の相場に拘はらず、利に目を舐れず、田畠に目

2) 日本經濟叢書卷五、百姓囊、193頁  
3) 同卷二十一、108頁  
4) 同卷二十四、家職要道、239、242頁

5) 同上、247頁  
6) 同上卷二十二、經濟問答秘錄、415頁

をふれて能培養して登るを得て租税を捧げ、受作ならば加地子を納め、其餘を以て家に儉約を立て、妻子を養ひ、富貴は天に在ることを知らば、其中福來りて田畠も買め、加地子も取身となるべし<sup>7)</sup>』

と説き、農民はたゞ一途に穀物を生産し、少しにても多く租税を收むべきものとせられた。是れ『農は納なり』<sup>8)</sup>との標語ある所以であらう。

(ハ)百姓一揆論 次にこの時代に於ては農村の疲弊よりして百姓一揆が所在に蜂起した。勿論百姓一揆は江戸時代の初期にも存するが、次第に甚しくなり、本期に於ては頻發の狀態となり、學者の批判も亦必ずしも少くない。然し百姓一揆に關して最も纏まれる意見を述べて居るものは本居宣長である。<sup>9)</sup> 宣長は徳川時代に百姓一揆の頻發したることに對して

『これ武士にあづからず、畢竟百姓町人のことなれば、何ほどの事にもあらず、小事なるには似たれ共、小事にあらず甚大切の事なり』

とし、百姓一揆の起る所以について

『今の世百姓町人の心もあしくなりたりとはいへども、よく／＼堪がたきにいたらざれば此の事はおこるものにあらず。たとひ起さんと思ふ者ありとても村々一致することはかたく又惡黨者ありてこれをすゝめありきても、かやうの事を一同にひそかに申合す事はもれやすきものなれば、中々大抵の事にては一致はしがたかるべし。然るに近年此事の所々に多きは、他國の例を聞て、いよ／＼百姓の心も動き、又役人の取はからひも、いよ／＼非なること多く困窮も甚しきが故に一致しやすきなるべし』

といひ、要するに百姓一揆は

『いづれも困窮にせまりてせん方なきよりおこるとはいへども、詮ずる所上を恐れざるより起れり。下民の上を拵それざるは亂の本にて、甚容易ならざる事にて、まづ第一その領主の耻辱これに過ぎたるはなし』

7) 同上卷二十四、家職要道、239頁  
8) 通俗經濟文庫卷六、士農工商心得草、311頁  
9) 本居宣長全集卷四、574—576頁

と説き、之が對策に關しては

『その起るところの本を委細によく吟味して、是非をたゞし下の非あらば、その張本のともがらを、おもく刑し玉ふべきは勿論の事、又上の非あらば、その非を行へる役人を重く罰し玉ふべきなり。抑此事の起るを考るに、後にいづれも下の非はなくして皆上の非なるより起れり』

されば

『その因て起る本を直さずばあるべからず。その本を直すといふは非理のはからひをやめて、民をいたはる是なり。たとひいかほど困窮はしても、上のはからひだによるしければ此事は起るものにあらず。然るに近年はこゝにもかしこにも多きによりて、めづらしからぬ事になりて、まづ一旦静まればよき事にしてさのみ跡の吟味もくはしからず、張本人を一兩人とらへて定まりのどほり刑に行へば、そのむきにて跡の上の取計らひをたしなみ改むる事もせず、世間に例多ければ、さのみ耻辱とも思はれぬやらの所もありとぞ。さてその張本人といふものも近來はたゞ假にまうけたる者にて實の張本にはあらず、(中略)これを刑しても何の益もなく、あたらず罪なき民をこころすはあはれむべき事なり』

と説き、また、たとひ百姓一揆に對して勝をとるとも

『敵とするところみな自分の民なれば、一人にてもそこなふときは畢竟は自分の損なり。(中略)さしあたりては手ごはきときはやむ事を得ず少々人を損じてなりとも、まづ早く静むるやうに、はからはん事もとより然るべき事なり。又將來を恐れしめんためにも、一旦は武威を以てきびしく押へ静むるも權道なり。然れども始終は武威ばかりにて押へがたし。此方よりきびしくあしらは、以後又かの方よりも、いよ／＼きびしくかゝれと教ふるやらの道理なればなり。然れば此の事はとにかくに、その因て起る本をつゝしむ事肝要たるべし。』

と斷じて居る。

#### 四 商業及町人に關する諸論

(1) 商人排斥論 三浦梅園はその著「價原」に於て四民の共存共榮を説いてゐる。即ち士は『上に事へ下を教へ禮儀を道とし政刑を權とし社稷を守り國土を安するもの』であり、農は『黍稻桑麻を作り出して自他を養ひ筋力を以て徭役を務め、餘算を得て工商と相通する者』である。工は『天下には色々の器財なくかなはぬもの故に、朝夕其道を鍛錬し、百の器物を作り出し、民生の用に不自由なき様にするもの』であり、商は『農の作り出せる米麥布帛、工の作り出せる百の器械、こなたに餘りかなたに足らず、此にあり彼に無きを通用させて天下の用をなすもの』である。右の四者は一つ缺けても天下の用を成し難いから士農工商各々その職分を務めて怠らざるやうなすべきものであるとしてゐる。本居宣長も『交易のために商人もなくてはかなはぬものにて、商人の多きほど國のためにも民間のためにも自由はよきものなり』と述べてゐるが、町人勢力の勃興と共に、之に對する反感から、農本商末の思想より更に一步進んで町人を無用視する議論が次第に行はれて來た。例へば山片鱗桃が『農をすゝめ商を退くべし(中略)夫百姓は國の本也、生民の首たり、百姓なくばあるべからず、工商はなくてもすむべし、常に百姓に利を付て上席に置、工商には損をつけて下席に置くべし、農と商との爭論あらば農には二三分の勝を附すべし。(中略)農人は一人にても増ことをはかるべし、商人は一人にても減んを欲すべし。また百姓に工商を禁すべし、これ國を富すの要法。』<sup>1)</sup>『都會市井の民をしへたけて農民を引立て耕作をすゝむる政事をする。これ第一の樞要とす。(中略)ゆへに、國を治むるは百姓をすゝめ、工商を退け、市井を衰微さすにあり。市井盛なれば田舎衰ふ。田舎さかんなれば市井をとろふ。自然の符なり。』<sup>2)</sup>といへる如き、また林子平が『町人と申候は只諸士の祿を吸取候計にて外に益なき者に御座候。實に無用の殺つぶしにて有之候』といへる如き、<sup>3)</sup>或は高野昌碩が『遊民と中は商人などの類にて耕さずして食ひ、織らずして着る者共之儀に御座候、是即國家之爲には實に浮蠶と申者に御座候』<sup>4)</sup>といへる如き之れである。

1) 梅園全集上卷、912頁  
 2) 本居宣長全集卷四、578頁  
 3) 日本經濟叢書卷二五、夢の代、301頁

4) 同上、320-321頁  
 5) 同卷十二、上書、25頁  
 6) 同卷十七、富強六略、251頁

(口) 商業に對する意見　かくの如く商人を排斥せんとする傾向を生じたが、之は商業そのものを不用とする意味ではなく、商人の貪利行爲を批難したものである。従てある程度に賣買を制限して成るべく貪利行爲を抑制せんとする考は存した。例へば三浦梅園が

『然りとて銀金を一切に除き去て治をなせとはあらず、何とぞ費用多き所の故如何とたづね、借るべき天下の源を塞ぎ、有金の家をして天下の百貨を細することを得ざらしめて諸侯の國小康を得、四民其業を樂むことを得べし』<sup>7)</sup>

といへる如き、又、本居宣長が商人の必要を認めながら、奢侈を増長する者は町人なりといふ考も強く、ひいて貨幣取引を制限縮少すべしと論ぜる如きその一例である。

右の趣旨よりも一步進んで商業を商人に任せず、武士の手に收めんとする考も存した。遠山景賢は「利權論」に於て『大夫士庶人丘民を富さんと欲せば金銀の權を商賈に執らるべからざるなり』<sup>8)</sup>とし、金融業を官府の手に收むべきことを論じてゐるが、馬場正通も亦

『然るに今國家の大といへども、米價の踊躍するをいかにともすべからざるは、上に輕重の權を通ずるの制度なくして、其權商賈に落たるが故也。商賈はもとより利の爲に身をも顧ざるものなれば、其姦をなす事いふばかりなし。(中略)當世の急務は商賈をよく制御して輕重の權を通ずるにあり。農民も商賈も均ふしてこそ貧しからずして、共に太平を樂しむべきものなり。』

とて商權の制壓を論じてゐる。また町人を『無用の穀つぶし』とまで極論した林子平も『とかく土産の多きは國の益となり、土産のなきは國の損にて御座候、其品は土産を取て他國へ廻候時は他國の金銀手前へ入申候。(中略)因て土産を多く御仕立被成置候て、他の金銀御國へ入候様に可被成置候』といひ、『工人の多きは國の益と相成申候。然し商人にて工人を御仕立候ては何の御益にも成不申候。工人は諸士并御足輕杯を御取立候事宜敷御座候』

7) 梅園全集上卷、928頁  
8) 日本經濟叢書卷十一、521頁  
9) 同卷十九、邊策發、222—224頁

といつてゐるが、前者は藩が國産を他國へ賣る場合であり、後者は家中工業の類をいつたものであるが、何れも武士の町人化論である。

藩營專賣論が前期にも存することは既に述べた如くであるが、本期に於ても海保青陵林子平等が專賣肯定論をなしてゐる。(專賣反對論者には三浦梅園・正司考祺其他がある) 青陵は富國の手段は諸侯自ら商業利潤を獲得することであるとして

『古へより君臣は市道なりと云へり、臣へ知行をやりてか働す、臣はちからを君へうりて米を取る。君は臣をかひ、臣は君へうりて、うりかひなり。天子は天下と云ふしるものもちたる豪家なり。諸侯は國と云ふしるものもちたる豪家なり。諸侯は國と云ふしるものもちたる豪家なり。このしるものを民へかして其利息を喰ふてをる人なり。卿大夫士は己れが智力を君へ賣りて其日雇賃錢にて喰ふてをる人なり。雲助が一里かつぎて賃をとりて餅を得酒を得るに何もちがひはなし』<sup>11)</sup>

といひ、賣買のみならず君臣四民の關係も一切之を商品賣買によつて説明せんとしてゐる。彼れは確かに一種の唯物觀を持つてゐたものといひ得る。然らば富國の手段としての具體策は如何、曰く『外は大阪の金銀の應對にて、内は産物まはし、此二品は只今の急務なり』<sup>12)</sup>と、即ち一は藩債の整理であり、他は産物廻しである。産物廻しとは諸藩間の移入移出禁止を撤廢し、藩と藩との間の財貨の流通を自由にし、國産を一手に集めて京都大阪等へ廻すことを説いたもので、即ち專賣仕法を是認したものである。民の荷物を藩の手で取り纏めて藏物にして他國へ廻せば、從來の如く納屋物の小荷物として送るよりも経費も少く、價格決定上にも有利である。故に民も喜ぶ。その喜びに乗じて若手の手數料を徴する。之を捲き上の法といひ『潤下炎上』<sup>註</sup>の理を説いたものである。

(註) 『潤下』とは形あるもの下に下るをいひ、『炎上』は形なきもの上に上ることをいふ。雨は天より地に下るが、また氣とな

10) 同卷十二、上書、35頁  
 11) 日本經濟叢書卷十八、稽古談、195—196頁  
 12) 同上、333頁

りて天へ上る。この理が『捲き上げ』の秘訣である。百姓から捲き上げるのみでなく、商賈から捲き上げなければならぬことを青陵は説いたものである。これまた富國の手段の一環である。<sup>13)</sup>

以上の町人化論にしても専賣論にしても、前期にも存する所であるが、それはやがて一國を富有ならしむるために商業の必要なることを認めたものである。茲に於てか商人の營利活動を是認せんとする議論も起つた。前期に於ける石田梅巖の思想はそれであるが、本期に於ても海保青陵は『米を賣るは商賈なり。大國の大名より皆商賣中の人なり。(中略)賣買をせねば一日も暮されず金銀を賤む世にあらず、商賈を笑ふ時にあらず』<sup>14)</sup>といひ『物を賣は恥辱なる事はなきなり、金を町家より借て返さぬが大恥辱なり』<sup>15)</sup>と論じて武士の急所を突き、商業賤視の風を去つて商業化を圖らねば到底困窮を脱する能はざることを説き、家中工業や專賣を奨励してゐる。

### 五 貿易及海外發展論

本期に於て對外關係は次第に切迫し來り、海防の急務と蝦夷の開拓が考へられたばかりでなく、海外發展の積極論もあらはれ、貿易に關する議論も大なる進歩を見た。何れも時勢に刺戟せられて新しき觀點から検討された議論である。

(一)貿易論 長崎貿易に對する批判は既に白石の意見にも現はれてゐる所であるが、本期に於て中井竹山は「草茅危言」に於て從來の如き外國貨物に對し金銀銅を以て決済するのではなく、日本の貨物を交易品として多く交付すべきことを説き、且金銀よりも寧ろ銅を重視し、銅は民用に切なるものであるから、海外に多く流出するは

13) 以下25—26頁  
14) 中談、218頁  
15) 善橋古談、218頁



誠に惜しむべきであるとしてゐる。<sup>1)</sup> この説は從來の一方的受働的交易に満足せず、品物と品物との交易を主張した點に於て一步進んだものである。又山片蟠桃も『清蠻交易の事有を以てなきにかへ、少を以て多にかへ、備はらざるをそなへ、弘からざるを弘るは互市の利なり』<sup>2)</sup> とし、貿易の必要を説いてゐるが、未だ貿易の本質を論じたものではなかつた。その點に於ては本多利明の主張は卓越せるものがある。利明は凡そ一國の經濟は孤立して存在し得べきものにあらず、即ち自給自足は恃むに足らず、各國互に有無を通じて富強を計るべきことを論じ、以て外國貿易が兩當事國を利する所以を明かにし、彼我の間常に對等の關係を以て貿易をなすべきことを道破してゐるのみならず「異國交易は相互に國力を拔とらんとする交易なれば戦争も同様なり」と論じて平和的戦争の忽諾に附す可らざることを説き、更に一步を進めて積極的に輸出貿易に従事すべきことを説いてゐる。<sup>3)</sup> 而も之がためには航海事業の發達に俟たざる可らずとし官營海運論を主張してゐる。

佐藤信淵も亦外國貿易の必要を説き、貿易をなさざる國は、人民の繁息するに従ひ國內衰耗し、武備も衰へ、政教興らざることを道破してゐる。即ち曰く

『抑も國家をたもつ者の第一の要務は、慈愛を深くし信義を篤くするにあり、第二は外國に航海して通商交易するにあり、夫國家富實すれば風俗敦厚なり、窮乏なれば輕薄になるは論を俟たざる事なり。凡國家の大利を興す者は通商交易するより大なるは無し。故に斯業を興さずんば永久に慈愛を深くし信義を篤くする政務も得て行ふべからず。(中略)又自國のみを保有して他國に出で交易せざる國は、部内有り來りの産物の外は富を益すべき術なきを以て、人民の繁息するに従て國內次第に衰耗し、後々に貧民父母の養に窮り、竊かに其姪子を墮胎するに至る。(中略)是故に船を出して他邦へ交易せざる國は武備も衰弱になり、國內も次第に窮乏し、政教も少恩になり、風俗も輕薄になり、人心も險惡になり……』<sup>4)</sup>云々

古賀侗菴もその著「海防臆測」(天保九年著)に於て『常復寛永前舊制、遠往天竺・暹羅・安南等地方互市、苛巧

1) 近世の經濟思想、128頁以下  
 2) 夢の代、294頁  
 3) 近世の經濟思想、167頁以下  
 4) 佐藤信淵全集、防海策、819頁

其術、亦可以資富國。』とて海外に出て貿易すべきことを説き、馬場正道も

『外國の貨物も我邦の用をなすもの多く、交易して有無を通ずるは古聖人の道にして、なくてはかなはぬ事なれば唯其制度こそあらまほしきもの也』

といひ、露國と交易して穀物を輸出せんことを説いた。かくて從來の鎖國に甘んぜず貿易を説くのみならず、我より進んで海外に出て、交易することこそ、富國の道なりと説く者あるに至つたことは大に注意すべき點であらう。たゞ當時に於ても貿易否定の立場に在つた者もある。例へば正司考祺が『通商は必免許あるべからず』といひ、交易に『五條の損有り』といへる如き、<sup>7)</sup>或は青木定遠の「答問十策」に和蘭貿易は『我に寸釐の益なきのみにあらず大なる害あり』<sup>8)</sup>(唐船貿易についてはたがひに利益あり)と説ける如きその一斑である。

(B)蝦夷開拓論 寛永の鎖國令以來我國と外國との接觸は僅に長崎に於て受働的一方的なる貿易によつて行はれたに過ぎなかつたのであるが、露西亞勢力の東漸は千島樺太の方面に於て日露兩國の接觸となるに至つたから、明和安永の頃に於て識者の注意は蝦夷地に集注し、之が開發經營を論ずる者頻出する有様であつた。當時蝦夷地の施政は松前藩領又は幕府領として行はれたが、その威令の及ぶ範圍は極めて狭く、従て蝦夷全土が日本領土なりといふ確信があつたわけではない。蝦夷地を化外の地とし、之を未開發のまゝに抛擲しておくから、露國の勢力が南下して之を領有するのである。日本がもし之を教化し開拓すれば露國は手を引くに相違ない。故に早く之を教化しなければならぬといふ考があつた。いはゞ松前地方を除く外の蝦夷地殊に奥蝦夷(樺太)の如きは所屬不明の無主の地と考へられたのである。

5) 日本海防史料叢書卷五、250頁  
6) 日本經濟叢書卷十九、邊策發藤、220頁  
7) 同卷二十四、天明錄、66、68頁  
8) 同卷十二、259、266頁

蝦夷地の開發に關しては消極的の意見がなかつたわけではない。中井竹山はその著「草茅危言」に於て蝦夷は「何分大利の有事なれば隨分裁抑して夷人の悅服する様に有たし」といひながら

『今の蝦夷は域外の事故(中略)唯互市務を置いて管轄する計の事也。若北狄の寇大に至事あらば府を撤して引取て濟可、何も國の耻とするには足らず。初より屯戍を設て蝦蟻を衛るに非れば引取事何も卑怯とすべからず。又絶域の事なれば、斯る時應援を議し我國を勞して其地を争ふ杯云事決して有べからず。蝦夷若外狄に奪れたらば、又其狄と互市を通じてよくば通じ、絶してよくば絶す可。是等は皆度外に置可のみ』

と説き極めて消極的なる意見を述べて居る。また中井履軒はその著「年成録」に於て

『昔蝦夷といひしはわが國域中の夷なり。上毛下毛より北奥羽のはてまでもいへり。此蝦夷王化に服して後はみな某域となれり。わが國の人みだりに肅慎南陸の地をさして蝦夷となづけたり、彼地もと蝦夷と俗同じくして唇齒の地なりし故に、今蝦夷の名は彼に残れり。(中略)松前も肅慎の地なり。わが日の本の域にあらず。陸奥蝦夷強かりし時は肅慎にも城廓ありて人民繁昌せり。(中略)陸奥蝦夷の穀物を頼みて繁昌したるなり。陸奥蝦夷滅てより穀物なければおのづから衰微して今のごとくなれるなり。大抵不毛の地、無人の塚ともいふべし。これわが國の大利なり。但詞に「北風や日本の火よけ蝦夷が島」といへる、まことにあたり。ざるを今更經營して人民繁昌なさしめんとするは大なる失策なめり。これは後世の害をことさらに始むるなり。其謀議者の赤蝦夷の害を懼るゝ故ぞといふも、大いなるひがごとなり。それさへ食欲にはあらぬとの節言なるべし。かの經營はじまりてより七年ばかりにもやならん。國家に何ばかり益ありしや。國の金銀費やしたると、吏卒をおほく死なせたと、奥中の民驛傳の役をくるしむと、この三箇條こそ、しいでたることとぞいふべけれ』

といひ、蝦夷の如き不毛の地が口露の間に存在することは、恰も緩衝地帯の存するが如きものであり、之を開發することは却て有害なりとさへ考へて居た。それで寛政の蝦夷地開發は全然無用のことであつたと論じたのである。山片蟠栜も亦「此まゝにありて然るべし。徒に交易利倍、土地開發をことゝして、後世の難を引出すことなかるべし」と論じてゐる。

9) 日本經濟叢書卷十六、372—373頁  
10) 同上、605—606頁。この履軒の説に對しては馬場正通がその著「邊策發露」に於て痛烈にその所説を論駁してゐる。(内田銀藏日本經濟史の研究下卷279頁以下参照) 11) 同上卷二十五、夢の代、296頁。

蝦夷地の開發について單なる經濟的若くは政治的開拓論も存するが、茲には對外關係上から見て、蝦夷地を領有し之を開拓し土民を教化して、以て露國南下の勢を防ぐべしとする意見の二三を紹介しよう。工藤平助の「赤蝦夷風説考」は開國論の濫觴として考へらるゝものであるが、それには露國と交易を開き、蝦夷地を開發し、その鑛山を採掘して日本の富力を増進すべきことを説いた。

『擇日本の力を増すは蝦夷の金銀山をひらき、其出産物を多くするにしくはなし。蝦夷の金山を開く事、昔より山師どもの言ふ所なるが、入用と出高と相當せず、依てすたれある所なり。然るにオロシヤと交易の事起らば此力を以て開發ありたき事なり。此開發と交易の力をかりて蝦夷の一國伏從せしめば、金銀銅に限らず一切の産物皆我國の用を助くべし。(中略)右に申通り日本の力を増すこと蝦夷にしくはなし。此儘に打捨置てカムサスカの者共蝦夷と一所になれば、蝦夷もオロシヤの下知に附したがふ故最早我國の支配は受まじ。然る上は悔て歸らぬ事なり。又如何に國益を考ふとも我國の内ばかりにての手段にては、はかばか敷事はあるまじきなり。増して斯くの如き段々の次第あれば打捨置難き時代といふべきか。』<sup>12)</sup>

この「赤蝦夷風説考」に動かされて老中田沼意次は勅定奉行松本伊豆守秀持に蝦夷地の調査を命じたが、その結果、天明五年の山口鐵五郎一行の調査、同六年の最上徳内の千島調査、大石逸平の樺太調査等が行はれた。松本伊豆守は山口錢五郎一行に加はりし佐藤立六郎の復命により、彼と議して天明六年二月意見書を老中に提出したが、それには蝦夷地の事情を述べたばかりでなく、蝦夷地開發のため賤民七萬人を移住せしめんことを提唱し、數ヶ所に陣屋を建て役人を定任せしめて開拓せんことを述べ、更に進んで山丹滿洲をも經略せんとする遠大なる計畫を述べて居る。<sup>13)</sup>

本多利明も亦蝦夷諸島の開發を以て最急務としてゐる。從來の我國の政策は土民を開化することを避け、永久

12) 新撰北海道史第二卷、281—283頁

13) 同上、291—294頁

夷狄の儘に置かんとするものであつて。かくてはこの屬島を他國に奪取らるゝの外はない。日本の國力を添うべき土地を他國に取らるゝことは心外の至りであり、蝦夷の開發は誠に焦眉の急に迫れる問題である。然らば之を開發する方法は如何といふに、その根本の政策としては之を本國に同化せしめなければならぬ。而して之がためには本國人の移住は勿論、衣食住慣習等の移植、教育の普及、殊に本國語の傳播等の手段を採ることが必要である。然し急激に慣習の移植改廢を行ふことは却て亂に導くものであるから『萬事萬端其土地の風儀を基として日本の風儀を漸々と布くべし』と説いて居る。又他の一面に於て其地の金銀銅鉛鐵等の鑛山を採掘し、又良材を伐採して船舶を造り、交通の便をはかることが必要であるが、更に移住民の増加を計らなければならぬ。その方法としては、奥羽北陸地方の所謂雪國出生の者を蝦夷地へ移住せしめ、且つ囚人を此地に移すべきことを説いて居る。蓋し蝦夷の開發は焦眉の急に迫れる問題であり一日を緩ふす可らざるものであるから、自由移民のみにては到底その目的を達し難く、強制移民として浮浪人犯罪者等を之に移し、開發の目的を達すべしとした所以である。<sup>14)</sup>

其他林子平、佐藤信淵等も亦蝦夷開發の必要を痛論してゐる。要するに蝦夷の開發は當時識者の齊しく唱へた所であるが、前期に於ても並河天民、坂倉源次郎等が既に之を唱へ、安政以後に於ても之を論じたものが少くない。

(ハ)海外發展論 蝦夷地の開發は必然的に露西亞との關係を考へなければならぬ次第であるが、單に北方に對してのみならず一般に進取發展の思想が、徳川時代の後期以後に於て一部識者の間に行はるゝに至り、皇國發

14) 拙著、近世の經濟思想、175頁以下

展の理想を説くに至つたことは大に注意すべきことである。而してこの發展思想は蝦夷開發の延長として説かれたことも多く、従つて前述の諸家の議論が蝦夷開發に引續きて大陸諸邦への發展を關説せることも少くない。此等の海外發展論中最も有名なるは本多利明と佐藤信淵とである。

利明はカムチャツカより唐太を領有し、山丹滿洲と交易しアメリカ屬島までも經略すべきことを説いた。即ち『日本の天下第一の最良國となるべき所以を論ずれば神武以來凡一千五百歳の内漸々諸道も具足せしに乘じ、カムサスカの土地に本都を遷し、西唐太島に大城廓を建立し山丹滿洲と交易して有無を通じ、(中略)カムサスカと此土地(唐太)とに大都會出來すれば其勢に乗じカムサスカより南洋の諸島も獨開して、各繁昌の國々となるに従ひ、東都の御威光も隆になるによりアメリカ屬の島々までも猶屬し従ん勢具足の日本島なり、日本に自然と屬し従ふべき島々あり』<sup>15)</sup>

かくて屬島の開發成らば『東洋に大日本島、西洋にエゲレス島と、天下の大世界に二箇の大島國大剛國とならんことは慥なり』<sup>16)</sup>と斷じてゐる。

信淵の所説は既に人口に膾炙してゐる所であるが、今簡単にその著「防海策」(文化六年)并に「混同秘策」(文政六年)にあらはれし所の思想を紹介すれば次の如くである。先づ「防海策」について見るに蝦夷地を開發し、カムサツカを領有すべきことを説いて居る。即ち曰く、

『今我日本は洋中の大島なるを以て若し航海通商の業を興さば其便利なること實に世界第一の上國なり。(中略)先づ清朝及び安南暹羅等の諸國へは使を遣し、其禮を厚くし、其聘を豊かにして以て和親を結び、而して後に日本及び蝦夷國の産物を輸送し、其他諸國の品物輕重を考て以て有無交通し、以て互市の利を收め、且又ますます蝦夷地を開發して先づカムサツカを攻取り、オロシャ國より置所の鎮兵を擄にし、此方より戍兵を遣し城廓を構へて日本の領地となすべし』<sup>17)</sup>

と。更に南方諸邦經略のことに關しては、<sup>18)</sup>

15) 本多利明集、172—173頁  
16) 同上、177頁  
17) 藤信淵家學全集下卷、822頁  
18) 同上、826頁

『八九十年已前よりして諸厄利亞國の兵勢甚以て強盛になりて、イスパニヤ・ポルトガル及拂郎察等の諸國も連年數度の合戦に悉く敗北して海外の屬國は多くエギリスに奪はれ、阿蘭陀國などは十三年已前に本國は皆エギリスに攻奪はれて、只ジャガタラ等の出展所のみ残りといふ。諸厄利亞國戰勝の勢に乗じて、近來數多の軍船を出して印度亞・ヒリビンセ等の諸州島を亂妨し、狡然として東洋諸國を併吞するの志あり。』

とて英吉利の東洋進出を論じ、この勁敵を防禦するの手段としては

『先づ伊豆の七島より舶を出して南海中の無人諸島を開發、八丈島等の土地の狭き人の多き地より人を選し植へ、次第に其地を開きて新田耕農の業を興し、又此無人島より舶を出して、其南洋の中なるヒリビンセの諸島を開拓し、悉く其地の産物を聚めて清朝・安南・暹羅等の諸國に交易し、ます／＼諸島を經略して琉球國と犄角をなし不意に舟師を出して呂宋と巴刺臥亞の二國を攻取るべし。此二國は共に氣候溫熱にして物産極めて豊饒なり。悉く是を會聚して以て諸國に交易し、此二國には兵衆を置き武備を嚴にして以て此地を鎮護し、此二國を以て圖南の基礎とし、此地より又舶を出して爪哇・渤泥より以南の諸州島を經營し、或は和親を結び以て互市の利を收め、或は舟師を遣して以て其弱きを兼ね、其要害の地には軍卒を置き武威を張て兵を南洋に輝さば、エギリス人猖獗なりといへども、敢て東洋を窺ふことを得べからざるなり。』

と論じて居る。次に「混同秘策」に論ずる處を見るに、<sup>19)</sup>『萬國は皇國を以て根本とし、皇國は信に萬國の根本なり。』蓋し『皇國より他邦を開くには必ず先づ支那國を吞併するより肇ることなり(中略)支那の強大を以て猶ほ皇國に敵すること能はず、況や其他の夷狄をや。』故に此書は先づ支那國を取べきの方略を詳にす。支那既に版圖に入るの上は、其他西域・暹羅・印度亞の國、侏儻缺舌・衣冠詭異の徒、漸々に德を慕ひ威を畏れ稽顙匍匐して臣僕に隸せざることを得ん哉。故に皇國より世界萬國を混同することは難事に非ざるなり』とし、更にこれを詳論してゐる。<sup>20)</sup>即ち曰く

『既に上に云へる如く皇國は萬國の根本にして全地球を使令すべき宗國なれば、皇國人の食餘を以て彼蠻夷を撫育し、其精銳を駕

19) 同上、中巻、196—197頁

20) 同上、244頁以下

御調練して漸々に支那・印度等を臣服せしむるの基礎と爲すべし。世上の儒生・俗士等は當今支那の強盛なるを見て予が此論を聞かば癡狂せりと笑ふべけれど、世界の形勢を詳にして其事體を計較するに、四大洲の中に於て土地廣大・氣候良和にして物産極めて多く人民極めて蕃盛なる國は實に支那を第一とす。然るに支那を破滅する者は毎に韃靼部の中より出るを以て、此を察するに、韃靼より支那を制するは甚だ便捷なるは論なし』

とて、韃靼滿洲より起りて支那を統一せる清朝のことに言及し、

『因て熟々考ふるに、今仙臺青森兩鎮諸州食餘の米穀を以て唐太島より此を黑龍江に輸し、金澤沼垂兩鎮の餘米をば滿洲の南海諸州よりエン河ヤラン河エレ河等の津港に輸し、初は通商交易を爲し以て其夷狄に食はしめ、言語既に通じ人情既に和するに及て妙策を行て土人を歸服せしめば韃靼悉く皇國に傾かん。(中略)韃靼既に心を傾くるの氣色あらば、支那人必ず皇國船の通津を禁じ痛く斷絶するの舉あるべし。若し支那人變を作すに及では恐くは短兵急に皇國人を打捕らんとすること有らんとす。須く兼て其備を設て其毒手に強ること勿れ。其變を作すの機に乗じて青森鎮よりは急に舟師を發して唐太島の北境より黑龍江を攻べし。沼垂と金澤の兩鎮よりは急に舟師を率て海を渡り直に滿洲南海邊の諸州を攻取るべし。既に其諸地を取る上は盛に恩惠を施して狄人を撫納すべし。(中略)二三年の間には韃靼悉く皇國の屬州と爲らんこと論を賞さずして知るべきなり。夫れ古志と陸奥との四鎮米穀甚だ多くして北狄を撫納すべき良材甚だ多く以て軍船を造るべく。銅鉛甚だ多し以て大銃と彈子とを鑄るべく、鎗硝硫黃極めて多し、以て火藥を製すべし。天もし用なくんば空く此物を生ぜず。故に予が此四鎮に右物産の極て有餘なるは、元來韃靼を經略すべきの料なりと爲るは過論にあらざるを知るべし』

又曰く

『此地(青森鎮)に府城を築き以て諸州の兵衆を會し、水陸の操練を精銳にし、西蝦夷地より漸々に地を拓きて唐太島を經營し、處々に城邑を築き豊に兵食を貯へ、進で黑龍江諸州を略し、夷狄を撫育して皇國に歸服せしめ、古志兩鎮の兵と應援し以て滿洲を吞併すべし。然れども滿洲は氣候寒冷にして動もすれば病を發すること有り。故に先づ唐太島を拓き城邑を建置て里卒を此處にて訓練し越年せしめて能く風土に馴習しめ、而して後に征伐に従事すべし。古志より滿洲を征するは皇國よりは便利にして支那より應援することは甚だ以て艱難なり。而して青森鎮より唐太島を拓き荒冷に馴れたる軍卒を帥て黑龍江を攻撃つに至ては支那人の最も困窮する所にして如何ともすること能はざる者なり。二三年の間には北境悉く統平すべし。(中略)宮古港より東蝦夷地



及び北海クナシリ・エトロフ等の諸島を拓き、處々に城邑を築き兵糧多く貯へ、武器を精利に製作し、諸州の軍卒を此諸島にて訓練し、事の閑なる時は魯西亞國の屬島より加謨沙都葛オホツツカ等の止白里地方を經略すべく、若し滿洲に事あらば即ち右諸島の舟師を發し、宗谷と唐太の間の海峽より千鹽海に乘出して青森府の軍卒の後陣と爲て攻戦ふべし。常に此仙臺鎮の後繼たるべし。既に上に云へる如く、青森府と仙臺府の兵は黒龍江を取り、沼垂金澤二府の兵は烏須里江及混同江を取り、此府と松江府より朝鮮を取り、漸々に新服を撫育し夷狄を駕御し進で遼陽に會して以て北京に迫らば支那全國應に鼎沸すべし。且又鎮西水軍の精兵は博多長崎防津等の諸港より順風に帆を擧げ、連勝の勢に乗じて直に江南浙江等を衝けば、清人能く守ることを得べけん乎。十數年の間には支那も亦統平すべし。是皆皇國には全地球を混同すべき天然の形勢あるが故なり」

と。要するに以上の所論は北方及支那經略と南方諸邦の經略とが説かれてゐるものであり、前者は對露策として後者は對英策として考ふべきものであらう。

以上論ずる所の如く海外發展論には蝦夷地の開發より進んで更にカムチャツカ・樺太・山丹・滿洲・支那をも領有すべしとなす北方進展説と、呂宋・爪哇等の南洋方面に進出すべしといふ二方面があつたが、北方進展説の方が多く説かれたやうである。

## 六 結 言

以上述ぶる所の如く本期に於ては社會經濟狀態の變化に應じて幾多注意すべき思想があらはれ、殊に對外問題に刺戟されて貿易論、海外發展論があらはれたことは特筆すべきことである。

本期に於て國學・心學・蘭學は更に一層の發展を遂げた。國學の發展は日本獨自の姿を把握しつゝ、復古的思想を培ひ、遂に勤王思想の勃興となり、心學は本期に入つて益々盛となり講舍は全國に普く商人道の確認となり、

更に蘭學は海外發展の進歩的思想と大なる關係を有するに至つた。

かくて本期に於ては三浦梅園・本居宣長を始め幾多經濟思想史上注意すべき學者を輩出したが、新宮涼庭がその著「破れ家のつゞくり話」に於て政治と經濟とを區別したことは、たとへそれが嚴密なるものではなかつたとはいへ、注意すべきことである。又本多利明が西洋思想の影響を受けて開國進取發展の理想を説いたことは時流に超越せる卓説といふべく、その後を受けて佐藤信淵が對外發展と共に理想國家の建設を説いたことは、この時代における最も注意すべき學説といはねばならぬ。

佐藤信淵は蘭學と共に國學の影響をも受けた者であり、その家學を或は農政學といひ又は經濟の學と云つてゐるが、何れも經濟民の意であつて、その體系は創業・開物・富國・垂統の四門とすることが出来る。<sup>1)</sup> 創業は、國家に君臨する治者の道徳を説き、開物は産業政策及生産技術を講究せるものであり、富國はまた融通ともいひ運輸交通及商業即ち財の交換に關する理論と政策とを論じたもので、垂統は理想國家の組織制度を述べたものであるが、國家社會主義的色彩を有するものであつた。それは先づ國家の教化機關として教化臺・神事臺・太政臺の三臺を説き、更に産業機關を論じてゐる。信淵に従へば國民は必ず一の職業に従事すべきものであり、國民を草民・樹民・礦民・匠民・賈民・傭民・舟民・漁民の八民に分ち六種の産業機關に分屬せしめて居る。これ即ち六府であつて、周の六官、唐の六典に倣つたものといはれてゐる。即ち

第一、本事府又は農事府 草民即ち農民を管轄し農政を掌る。

第二、開物府 樹民・礦民即ち林業礦業に従事する國民を管轄しその生産の發達を圖る。

1) 佐藤信淵家學全集 中卷、經濟要略、266—280頁、垂統祕錄、413—443頁

第三、製造府 各種の工業(四十七種に分類す)に従事する匠民を管轄し萬物の修造製作を司る。

第四、融通府 賈民を管轄して國家管理の下に商業を營ましむ、農を始め生産に従ふ國民は生産品を私に賣買することを許さず、國家は國民の生産を管理すると同時に自ら分配をも行ふものである。従て商人は國家の使用人として俸給を受けて貨物の賣買に従事するに過ぎない。又融通府は國民の金融機關として必要と認むるときは無利子にて仕入金を貸付けて物産を作り出さしめ、また質を官營とし高利の借財に苦しむことなからしめ、更に國家の財政機關としてその收入を以て一切の國費に充當するものとしてゐる。

第五、陸軍府 陸軍々人を支配し兵器武備を掌るのみならず陸上勞働及陸上交通に關する者をも統轄する。且本府は諸國に牧場を設け牛馬豚羊の蕃殖を圖る。

第六、水軍府 海軍々人を支配し軍備及海外發展を圖り、漁夫及舟民を管轄し、且國家の船舶を管理し水運に關する一切の事を掌る。

以上の制度を確立し之れが實效を期するためには『日本全國を我手足の如く自由にする』ことが必要であり、そのためには國內行政區劃を改めて二府十四省とし、皇都を江戸に設け、各省に首都を定め、必要なる機關を設くる等整然たる組織を述べてゐる。且前述の如く皇國は萬國の根本にして世界統一の使命を有するものであるがこの使命達成のためにも各省の經路すべき地方を定め、その任務を説いてゐる。要するに日本國家の内外兩面に互る改革發展を論じてゐることは、その實現性は兎も角として、學說としては特筆すべきことである。

最後に二宮尊徳につき一言を付け加へやう。尊徳は所謂學者ではなく、獨學自得の人であり、又實踐躬行の人

であつた。その思想は神儒佛三道の影響を受けてゐるが、極めて保守的であり、封建的君臣關係を是認しての意見である。所謂報徳仕法は之を至誠・勤勞・分度・推讓の四大綱目とすることが出来る。その中經濟思想として重要なものは分度と推讓とである。分度とは一國の財政又は一家の經濟を自然の分に適應せしめ、その度を超えざらしむることであつて、具體的には一國若くは一家の過去數年の歳入出を平均して、その國又はその家の天分の度合に適應せる歳計を確定し、一定年間は之を更改せず、餘財の生ずるを期するものである。この餘財を讓つて復興の策を立つることが推讓である。之を詳説すれば分度は更に分内と分外とに分つ。前者は年々の生活費で後者は子孫及公共のために備へ置くものであるが、分内は更に經常費と臨時費とに區分する。分外にも二種あつて、自己及子孫のための後年の備に供するものは自讓であり、親戚朋友より郷里國家等へ讓る公共的慈善的性質のものは他讓である。この自讓と他讓とが即ち推讓である。尤環境によつて此等各區分の何れを主眼とするかは異ならざるを得ない。以上の分度推讓は報徳主義の根幹をなすもので、それに到る手段が至誠勤勞である。茲に道徳と經濟との合致が見出される。要するに尊徳の思想は自己の經驗と世の實情とに即して立てられたものであり、その半言隻句といへども、その體驗より出てゐる。翁に於ては思想即ち實踐であつた。その思想の根柢をなすものは道徳であり、道徳と經濟とが融合して翁の思想が形成されたものである。従つて尊徳の説く所は一種の教訓であり、至誠の結晶であつた。尊徳は蓋し異色ある思想家といふべきであらう。

以上述ぶる所によつて之を觀るに、本期に於ては、政治社會組織と經濟狀態との矛盾が一層甚しくなり、之に對應するため、學者の議論にも復古的保守的なる方面と進歩的なる方面とを見るに至り、更に鎖國に對する開國進取の説や、社會組織を根本的に吟味せんとする説が唱へられたのであり、幕府衰頹期における諸相が、此等各方面の議論に如實にあらはれてゐるものと考へられる。